

# 令和3年 耐火・防火

## 101. 防火区画検証法

法108条の3第5項

- 一 開口部が面する室に於いて発生し得る火災
- 二 室内に於いて発生し得る火災

## 102. 準防火地域の屋根

法62条 (屋根)

- 法136条の2の2
- 一 号 か 二 号

## 103. 耐火構造の柱

法2条7号 (耐火構造)

→ 法107条 (耐火性能)

- 一 号 損傷防止 通常の火災
- 二 号 腐蝕性 "
- 三 号 腐蝕性 室内に於いて発生する通常の火災

## 104. 不燃材料

法2条9号 (不燃材料)

→ 法108条の2 (不燃性能) 20分間 通常の火災

- 一 号 ) 外部のイロケ
- 二 号
- 三 号

# 令和2年 防火区画等

## 101. 防火設備の構造

法112条19項

- 一 号 二 火災に於いて煙が発生又は温度が上昇した場合に作動
- 二 号 〇 " " " (場合により) (遮煙性能を有する)

11項 主要構造を準耐火構造 (性能が上位な耐火構造を含む) 3階以上の階に居室, 階段部分 (堅穴部分) → 防火設備で区画

## 102. 堅穴区画

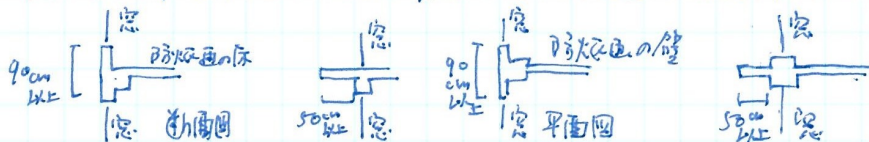
法112条11項 堅穴部分とその以外の部分とを防火区画しなくてはならない

- 一 号, 二 号 は この限りでない
- 共同住宅 階数3以下 200m<sup>2</sup>以下

## 103. 防火区画に接する外壁

法112条16項 防火区画に接する外壁 → 幅90cmを準耐火構造としなくてはならない

T=T=C 外壁面から50cm以上突出した準耐火構造の柱・床・袖壁が遮らざる場合はこの限りでない



## 104. 防火上主要な内仕切壁

法114条2項

学校 (注) → 防火上主要な内仕切壁 → 準耐火構造とし、居室・天井裏に達してはならない

# 令和1年 防火区画

## NO1. 高層区画

令112条(防火区画)

1項 10階以上 100㎡以内ごとに 耐火構造の床・壁・防火設備で区画

## NO2. 異種用途区画

令112条(防火区画)

18項 建築物の一部が 法21条1項各号, 2項各号, 3項各号に該当する場合

(1) 時有非耐火の床・壁  
(特定防火設備で区画)

1階自動車庫 130㎡は 別表第1(1)項(6)項  
(1) 項の面積に該当(70%)

## NO3. 堅穴区画

令112条(防火区画)

11項 堅穴区画

主要構造部を準耐火構造 → 地階又は3階以上の居室の堅穴を部分又は以外の部分と  
(耐火構造部) 準耐火構造の床・壁・防火設備で区画 (2ヶ所は必要)

## NO4. 特定防火設備の作動

令112条

19項 特定防火設備, 防火設備の構造(作動性能)

一 号イ. 常時閉鎖, 作動した状態又は随時閉鎖作動できるもの

二 号イ. 一 号イからハに満ちる